

平成28年 9 月 8 日

保護者の皆様へ

ゆたか第二保育園
園長 島田 峰子

平成27年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

このお知らせは、「伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第14条に基づき、お子様が本園を利用した際に、伊勢崎市から本園に給付された1人当たりの額をお知らせするものです。この通知により、追加の給付の発生や、利用者負担（保育料）を納めていただく請求書ではありません。

平成27年度に本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各保護者様から納入していただいた利用者負担（保育料）を減じた額」となります。

（法定代理受領とは）

「子ども・子育て支援法」に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から施設に対して直接支払いが行われています。この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます。

ゆたか第二保育園

各月ごとの認定別・年齢別公定価格（1人当たり）

支給月	1号認定		
	4歳以上	3歳	満3歳
4月	-	-	-
5月	-	-	-
6月	-	109,920	-
7月	-	109,920	-
8月	-	94,380	-
9月	-	94,380	-
10月	87,180	94,380	94,380
11月	87,180	94,380	94,380
12月	87,180	94,380	94,380
1月	87,180	94,380	94,380
2月	87,180	94,380	94,380
3月	87,180	94,380	94,380

（給付対象期間 平成27年4月～平成28年3月）

各月ごとの認定別・年齢別公定価格（１人当たり）

２・３号認定				
標準時間				
支給月	４歳以上	３歳	１・２歳	０歳
４月	86,290	100,570	145,410	217,380
５月	86,290	100,570	145,410	217,380
６月	86,290	100,570	145,410	217,380
７月	86,290	100,570	145,410	217,380
８月	83,570	90,710	142,690	214,660
９月	83,570	90,710	142,690	214,660
10月	83,570	90,710	142,690	214,660
11月	83,570	90,710	142,690	214,660
12月	83,570	90,710	142,690	214,660
１月	83,570	90,710	142,690	214,660
２月	83,570	90,710	142,690	214,660
３月	85,830	92,970	144,950	216,920

２・３号認定				
短時間				
支給月	４歳以上	３歳	１・２歳	０歳
４月	76,390	90,670	135,510	207,480
５月	76,390	90,670	135,510	207,480
６月	76,390	90,670	135,510	207,480
７月	76,390	90,670	135,510	207,480
８月	73,670	80,810	132,790	204,760
９月	73,670	80,810	132,790	204,760
10月	73,670	80,810	132,790	204,760
11月	73,670	80,810	132,790	204,760
12月	73,670	80,810	132,790	204,760
１月	73,670	80,810	132,790	204,760
２月	73,670	80,810	132,790	204,760
３月	75,930	83,070	135,050	207,020

(給付対象期間 平成２７年４月～平成２８年３月)